

## 市営住宅建替事業の施行等に伴う移転料の支払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅の建替事業の施行、建替事業による不良住宅の撤去または公営住宅の借上げに係る契約の終了による住宅の返還（以下「建替事業の施行等」という。）に伴い、当該市営住宅の入居者がほかの市営住宅または市営住宅以外の住宅等に移転する際に函館市が支払う移転料（以下「移転料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 移転料の支払を受けることができる者は、建替事業の施行等に伴い移転することとなる市営住宅の入居者とする。

(移転料)

第3条 移転料は、別表により算出した金額とする。この場合において、当該金額が建設省住宅局長通達による公営住宅等関連事業推進事業補助要領に定める限度額を超える場合は、限度額をもって移転料とする。

(移転料の支払時期)

第4条 移転料の支払は、移転完了後その事実を確認のうえ行うものとする。ただし、対象者が前払を希望し、かつ、移転の履行が確実に認められる場合にあっては、前払ができるものとする。

2 前項の前払を希望する者は、「市営住宅移転誓約書」（別記様式）に移転日を確認できる書類の写しを添付して、市長に申し出なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月29日から施行する。
- 2 市営住宅花園団地建替事業の施行に伴う移転料の支払いに関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目		算 定 方 法
1 動 産 移 転 料	① 運 賃	北海道用地対策連絡協議会が定める通常損失補償標準単価表による4 t積時間制運賃8時間の片道分とし、割増価格（引越0.2倍）を加算した額とする。
	② 荷役作業員料	北海道用地対策連絡協議会が定める通常損失補償標準単価表における普通作業員の労務単価の4人分とする。
	③ 荷 造 費	①＋②の計の20%とする。
	④ 雑 費	①＋②＋③の計に10%を乗じた額とする。
	合 計	①＋②＋③＋④
2 移 転 雑 費	① 移 転 通 知 書	ア ハガキ代 単価（円／枚）×100枚とする。 イ 切手代 北海道用地対策連絡協議会が定める通常損失補償標準単価表による単価とする。
	② 雑 費	①に7%を乗じた額とする。
	合 計	①＋②
3	就業不能補償費	日当額×補償日数 日当額：北海道用地対策連絡協議会が定める通常損失補償標準単価表による額とする。 補償日数：2日とする。
4	電話機移設費	東日本電信電話株式会社が定める額とする。
5	消費税相当額	
	合 計 額	1＋2＋3＋4＋5の計

※ 上記合計額をもって、移転1件の算定額とし、算定額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

